

犬山市雇用対策協定

犬山市（以下「市」という。）と厚生労働省愛知労働局（以下「労働局」という。）は、地域の雇用環境における課題を共有し、双方がそれぞれの強みを発揮しながら連携することにより、雇用対策に関する施策を一体的に推進していきけるよう、以下のとおり「犬山市雇用対策協定」（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、市と労働局が、市における雇用環境に関する重要課題を双方が認識し、課題の克服に向けた目標を共有することで、様々な施策を効果的・効率的に進めていくための連携協力内容を定め、市内の雇用環境の改善・向上に資することを目的とする。

（事業内容等）

第2条 市及び労働局は、前条の目的を達成するため、共通の目標のもと、具体的な取組及び実施方法等を事業計画として毎年定めるものとする。

（要請等）

第3条 市及び労働局は、それぞれが取り組む施策の推進に資するため、必要な要請を相互に行うことができるものとする。

（運営協議会）

第4条 市及び労働局は、この協定の円滑な運営に資するため、市及び労働局により組織する運営協議会を別に定めるところにより設置する。

（秘密保持）

第5条 この協定に基づく雇用対策に関する取組において、市及び労働局が相互に開示する情報については、互いに秘密を保持することとする。ただし、事前に相手方の承諾を得られた場合は、この限りではない。

（その他）

第6条 この協定に定めのない事項について新たに定める必要が生じたとき、又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、市及び労働局が協議して定めるものとする。

2 協定締結当事者に変更があった場合であっても、他に定めのないときは、新たな協定が締結されるまでの間、この協定を有効とする。

この協定を証するため、協定書を2通作成し、犬山市長及び愛知労働局長が署名のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和3年2月16日

犬山市長

山田 拓郎

愛知労働局長

伊藤 正史